

御坊市特定健診受診勧奨事業公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、御坊市（以下「本市」という。）が「御坊市特定健診受診勧奨事業」（以下「本事業」という。）の受託者を選定するためのプロポーザルの実施に関して、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

- (1) 事業名 御坊市特定健診受診勧奨事業
- (2) 事業内容 御坊市特定健診受診勧奨事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

3. 委託料の上限

4, 367, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 参考見積書の金額が、委託料の上限を超過した場合は失格とする。

4. 参加資格

次に掲げる事項を全て満たす者であること。

- (1) 参加申込書の提出期限の日から契約締結日までの期間に、国又は地方公共団体からそれぞれの規定による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 過去3年間（令和3年度から令和5年度まで）に、2自治体以上で特定健診受診勧奨事業の業務実績を有すること（同一自治体を2年連続で受託した場合は、1自治体とする）。
- (4) 次に掲げる要件に該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 自己、自社、自社の役員等が、次に掲げる要件に該当する者でないこと。
 - ア 御坊市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与する等、直接的又はは積極

的に暴力団の維持、運営に協力又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 宗教活動を主たる目的とする者

カ 政治活動を主たる目的とする者

キ 前記アからカまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(6) 国税又は御坊市税等に滞納がないこと。

(7) 次に掲げるいずれかの条件を満たすこと。

ア 保健医療福祉分野のプライバシーマークの取得

イ 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の取得

5. スケジュール

項番	手順	期限等
1	公告	令和6年3月25日(月)
2	質問提出期限	令和6年4月1日(月)17時まで
3	質問回答日	令和6年4月4日(木)
4	参加申込書等の提出期限	令和6年4月10日(水)17時まで
5	第1次審査日(書面審査)	令和6年4月11日(木)
6	第1次審査結果通知日	令和6年4月12日(金)
7	企画提案書提出期間	令和6年4月15日(月)～ 令和6年4月19日(金)17時まで
8	辞退届提出期限	令和6年4月19日(金)17時まで
9	第2次審査日 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和6年4月下旬【予定】
10	第2次審査結果の通知・審査結果公表	令和6年5月上旬【予定】
11	契約手続	令和6年5月上旬【予定】

※ 参加申込書、企画提案書等の提出物の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から17時まで(12時から13時までを除く。)に提出すること。

6. 要領等の配布方法

本市ホームページの本プロポーザル実施に関するページ内からダウンロードすること。

7. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限： 令和6年4月1日(月)17時まで(必着)

(2) 提出方法： 別添の質問書【様式1】により、電子メールにて御坊市 市民福祉部 国保年金課(kokuho@city.gobo.lg.jp)に提出すること。なお、メールのタイトルは「御坊市特定健診受診勧奨事業公募型プロポーザルの質問書」とし、事故防止のため必ず電話(0738-23-5530)で提出の旨を連絡すること。

※ 電話等による質問に対しては受付を行わない。

(3) 回答日： 令和6年4月4日（木）

(4) 回答方法： 本市ホームページの本プロポーザル実施に関するページ内において公開する。なお、回答内容は本要領、仕様書等の追加・修正として取り扱う。

8. 参加申込書等（第1次審査用書類）の作成及び提出

(1) 提出書類及び提出部数

次の内容を記載した所定又は任意の様式を作成し、提出すること。

提出書類	提出部数
① 参加申込書【様式2】	1部
② 誓約書【様式3】	1部
③ 会社概要書【様式4】	1部
④ 業務実績書【様式5】	1部
⑤ 業務責任者実績書【様式6】	1部
⑥ 市税等収納状況調査同意書【様式7】	1部
⑦ 直近の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)の写し	1部
⑧ 法人の履歴事項全部証明書の写し（個人の場合は住民票の写し）※	1部
⑨ 納税証明書(国税)※ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 (その3の3)の写し	1部
⑩ 保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与事業者であること、又はデータを取り扱う事業所、部署又は施設が情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を取得していることが分かる書類（登録証の写し等）	1部

※ ⑦～⑩の書類も提出すること。ただし、御坊市に物品入札参加者登録をしている場合、※印の書類(⑧, ⑨)は提出不要とする。

(2) 提出書類の記入上の留意事項

ア 業務実績書【様式5】

過去3年間（令和3年度から令和5年度まで）の、特定健診等（がん検診、ハイリスク等を含む。）受診勧奨事業の業務実績（同一自治体を2年連続で受託した場合は、1自治体とする。）を5件以内で記入すること。ただし、元請として契約した業務に限る。実績が複数ある場合は、同種のを優先して記入すること。また、同種の業務実績が複数ある場合は、直近のものを優先し、かつ、自治体の規模が近いもの（契約時点の人口が1万人以上5万人未満の自治体）から順に記入すること。なお、記入した業務については、契約書の鑑の写し、仕様書の写し、業務を完了したことが確認できる書類の写しを各1部添付すること。

イ 業務責任者実績書【様式6】

本市を担当する業務責任者（本市と直接協議を行う責任者をいう。）について、前記
アに掲げる業務実績を記入すること。

ウ 提出書類の作成及び提出等にかかる費用は、参加申込者の負担とする。

(3) 提出期限等

ア 提出期限： 令和6年4月10日（水）17時まで（必着）

イ 提出場所： 〒644-8686 和歌山県御坊市菌350番地2
御坊市 市民福祉部 国保年金課（市役所2階）

ウ 提出方法： 持参又は郵送によること（必着）。

なお、郵送で提出する場合は、封筒の表に「御坊市特定健診受診勧奨事
業公募型プロポーザル 参加申込書在中」と朱書きすること。

また、事故等による未着について、本市では責任を負わない。

9. 第1次審査

提出された参加申込書等を基に、事務局で参加資格を審査し、企画提案者を選定する。な
お、参加申込者が3者を超える場合は、事務局で参加申込者の客観評価による第1次審査を実
施し、業績評価点の合計が概ね上位3位までの者を選定する。

審査結果は、書面により通知する。なお、第1次審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
① 参加申込者の業務実績	実績の種類及び件数について評価する。	20
② 業務責任者の業務実績	実績の種類及び件数について評価する。	10
合計		30

10. 企画提案書等（第2次審査用書類）の作成及び提出

(1) 提出書類及び提出部数

次の表の書類を作成し、提出すること。

提出書類	提出部数
① 企画提案届出書【様式8】	1部
② 企画提案書【任意様式】（正本1部、副本6部）	7部
③ 参考見積書【任意様式】	1部

(2) 提出書類の記入上の留意事項

ア 企画提案書【任意様式】

正本1部、副本6部を作成し、正本の表紙に【様式8】を使用すること。

内容は、次の表のテーマに基づいて作成すること。なお、作成にあたっては、仕様書
の他、本市の特性や求める諸条件を十分に理解したうえで行うこと。また、提案は文章
での表現を原則とし、用紙はA4両面印刷で、文字の大きさは、原則10.5ポイント
以上（図表中を除く。）とすること。文章を補完するために必要な概念図や表、イメー

ジ図等を使用し、基本的な考え方、業務スケジュール、本事業に対する企画提案者の取組方針と体制並びに全体工程及び業務上特に配慮する事項をわかりやすく簡潔に記述すること。

また、企画提案者を特定することができる内容の記述（社名や実績の名称など）は行わないこと（プレゼンテーションにおいても同様とする。）。

テーマ	
【テーマ1】 対象者の選定方法	特定健診の受診率を向上させるための対象者の分類方法と、その方法に対する受診率向上を期待できる根拠について評価する。
【テーマ2】 受診勧奨対象者に対する通知の内容	見やすくわかりやすいデザインであるか、対象の属性に合わせた通知の工夫がなされているか評価する。
【テーマ3】 受診勧奨実施結果の効果検証方法	グループ分けの結果及び効果検証がされているか、課題や改善策が示されているかについて評価する。
【テーマ4】 その他アピールポイント等	独自の取組み、提案など、本市に有用なアピールポイントがあるか評価する。
【テーマ5】 本市の課題解決の提案	全体を通じて、本市の課題解決につながる提案がなされているか評価する。

イ 参考見積書【任意様式】

本要領「3. 委託料の上限」を踏まえて作成することとし、仕様書「5. 業務の内容」の業務を参考に積算内訳を記載すること。なお、参考見積は、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

ウ 企画提案書等の作成及び提出等にかかる費用は、企画提案者の負担とする。

(3) 提出期限等

ア 提出期限： 令和6年4月19日（金）17時まで（必着）

イ 提出場所： 〒644-8686 和歌山県御坊市菌350番地2
御坊市 市民福祉部 国保年金課（市役所2階）

ウ 提出方法： 持参又は郵送によること（必着）。なお、郵送で提出する場合は、封筒の表に「御坊市特定健診受診勧奨事業公募型プロポーザル 企画提案書在中」と朱書きすること。また、事故等による未着について、本市では責任を負わない。

1.1. 第2次審査

(1) 第1次審査により選定された企画提案者に対し、「(2) 第2次審査の評価基準」に基づく審査を行い、受託候補者1者を選定する。併せて、次点候補者1者を選定する。

(2) 第2次審査の評価基準

第2次審査の評価基準は次のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点	小計
業績評価	① 参加申込者の業務実績	実績の種類及び件数について評価する。	20	30
	② 業務責任者の業務実績	実績の種類及び件数について評価する。	10	
企画提案書評価	【テーマ1】 対象者の選定方法	特定健診の受診率を向上させるための対象者の分類方法と、その方法に対する受診率向上を期待できる根拠について評価する。	20	100
	【テーマ2】 受診勧奨対象者に対する通知の内容	見やすくわかりやすいデザインであるか、対象の属性に合わせた通知の工夫がなされているか評価する。	20	
	【テーマ3】 受診勧奨実施結果の効果検証方法	グループ分けの結果及び効果検証がされているか。また、課題や改善策が示されているか評価する。	20	
	【テーマ4】 その他アピールポイント等	独自の取組み、提案など、本市に有用なアピールポイントがあるか評価する。	20	
	【テーマ5】 本市の課題解決の提案	全体を通じて、本市の課題解決につながる提案がなされているか評価する。	20	
プレゼンテーション評価	① 本業務に対する取り組み	取組意欲の高さ、積極性及び態度について評価する。	10	40
	② 本業務の支援体制	発注者を支援する姿勢、業務への工夫及び配慮（全体スケジュールやサポート体制）について評価する。	10	
	③ 本市の理解と課題解決の提案	本市の目的、背景、課題等を理解し、課題解決の提案の説明がわかりやすくなされているか評価する。	10	
	④ プレゼンテーション内容	説明全体の構成がまとまり、わかりやすい説明になっているか評価する。	5	
質問について適切に回答しているか評価する。		5		
価格評価	参考見積書	提出された参考見積書の金額（税込）について、評価する。	30	30
合計				200

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

- ア 開催日時： 令和6年4月下旬【予定】（日時については別途通知する。）
- イ 開催場所： 御坊市役所【予定】（場所の詳細については別途通知する。）
- ウ 実施内容： プレゼンテーションは、企画提案書の記載内容に基づいて行うこと。企画提案書と異なる内容による説明や追加資料の配布は認めない。説明時に企画提案者を特定することができる服装、言動（社名や実績の名称など）をしないこと。
- エ 使用機材等： プレゼンテーションの方法は任意とする。パソコン等の機材は参加者で用意すること。なお、モニター及びHDMIケーブルについては本市で用意する。
- オ 参加人数： プレゼンテーション及びヒアリングの参加人数は4人以内とすること。
- カ 審査時間： プレゼンテーション及びヒアリングの時間は、説明20分、質疑応答10分程度とする。

(4) 審査委員会

庁内に設置する「御坊市特定健診受診勧奨事業公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において審査する。

(5) 受託候補者の特定

審査の結果、最も優れた企画提案者を受託候補者として特定する。ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点（120点）を満たしている者とする。なお、参加申込者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定する。

(6) 選定結果通知

選定結果は、選定委員会における審査終了後、全ての企画提案者に文書で通知する。

12. 失格事項

本プロポーザルの参加申込者、提出書類等が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類等の作成形式及び記載上の注意事項に示された要件に適合しない場合
- (3) 企画提案書等の提出期限後に参考見積書内の金額の訂正を行った場合
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得た場合
- (6) 参考見積書の金額が本要領「3. 委託料の上限」を超過した場合
- (7) 本プロポーザルに関し、選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (8) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (9) その他、本要領に違反すると認められた場合

1 3. 契約

(1) 契約の締結

本事業の受託候補者と契約交渉を行ったうえで契約手続きを行う。ただし、この者が、契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合、書類等に審査結果に影響を及ぼす虚偽の記載があることが判明した場合又は何らかの事故等により、契約交渉が不可能となった場合は、その者との契約の締結を行わず、次点候補者を契約交渉の相手方とする。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、別途、仕様書に定める内容とする。なお、契約締結の際に、プロポーザルの内容に即して仕様書の変更を行う場合もありうる。

1 4. その他注意事項

(1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しないととも、特に定めがある場合以外には提出者に無断で使用しない。

(4) 書類の作成、提出、郵送及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 業務責任者実績書【様式6】に記載した配置予定の業務責任者は、原則として変更できないものとする。

なお、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合には、同等以上の技術を有する者であることの承認を本市から得たうえで、決定するものとする。

(6) 提出された資料及びその複製は、本業務の選考以外に参加申込者に無断で使用しないものとする。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、御坊市情報公開条例（平成12年条例第29号）に基づき、参加申込書及び技術提案書等を公開することがある。

(7) 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。

1 5. 問合せ先（事務局）

御坊市 市民福祉部 国保年金課

〒644-8686 和歌山県御坊市菌350番地

（令和6年4月1日から350番地2）

TEL：0738-23-5530

FAX：0738-24-2890

メール：kokuho@city.gobo.lg.jp

※ メールタイトルは「御坊市特定健診受診勧奨事業公募型プロポーザル」とすること。